平成２０年（フ）第５６１３号
東京都荒川区西日暮里３丁目４番12号
破産者　有限会社旭紙工運輸
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８２９号
東京都渋谷区千駄ケ谷２丁目１番８号
破産者　サクラビバレッジ株式会社
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８１２９号
東京都品川区小山２丁目８番13号
破産者　株式会社おきやま
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８１３０号
東京都世田谷区太子堂５―10―10―103、住民票上の住所東京都世田谷区池尻１丁目７―５　三井方
破産者　沖山　幸藏
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３９号
横浜市磯子区洋光台６丁目１番１号
破産者　株式会社正堅計測
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７７８号
横浜市神奈川区白楽17番地の６
破産者　有限会社利工ガード・フェンス
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４７９号
福井県鯖江市五郎丸町279番地１
破産者　有限会社アクティブ・ワーク
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９号
福井県鯖江市下河端町61号41番地
破産者　有限会社ケー・エスケミカル
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１７号
福井県あわら市東田中第９号36番地
破産者　大山鉄工株式会社
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４２号
福井県大野市中野１丁目５番27号
破産者　有限会社キューテー
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１３号
愛知県稲沢市北島４丁目83番地
破産者　株式会社東照
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４９５号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字平塚366番地の１
破産者　有限会社すし処いせや
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第２２７９号
京都市下京区西七条掛越町15番地
破産者　株式会社橋里運送店
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
山口市旭通り１丁目８番27号
破産者　有限会社三輪設備
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第８４３号
大分市向原西１丁目７番23号
破産者　興成工業有限会社
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第８４４号
大分市原新町18番29号　原新町スカイマンション301
破産者　亡幸野明相続財産
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１１７４号
さいたま市中央区本町東４丁目９番７号　スターパレス21　101号室、破産手続開始決定時の住所さいたま市大宮区桜木町４丁目331番地３　403号
破産者　上間　　忍
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９号
埼玉県志木市本町６丁目27番９―303号、旧住所埼玉県朝霞市根岸台８丁目10番１号
破産者　宇賀神スミ子
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
埼玉県桶川市南２丁目８番14号　センチュリー桶川309号
破産者　唐橋　秀典
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９０号
埼玉県桶川市大字加納1056番地の23
破産者　千葉小百合
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８１４号
横浜市港北区新羽町1811番地　アズマハイツⅡ105
破産者　谷　　孝臣
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部